

結成3周年記念シンポジウム

—わたらしい自立生活をつくる権利とは！？—

基調講演

午後1時25分～午後2時40分

入場無料
事前申込不要

第1部 電動車いす費支給勝訴判決の報告

2015年2月9日、福岡地方裁判所で電動車いす費用(補装具費)に関する画期的な判決が下されました。障害のある人にとって地域で生きるということはどういうことか、判決で示された裁判所の考え方をご紹介します。

講演者 國府朋江弁護士(当会スタッフ弁護士)

第2部 弁護団方式による交渉事案の成功例から見た支給量交渉

これまで、誰も十分な支給量を獲得したことのなかった地域で、30代の筋ジストロフィーの女性が弁護団とともに行政と交渉を行い、十分な支給量を獲得しました。その交渉内容とは？弁護団の活動とは？ご本人の思いは？弁護団とご本人がお話しします。

講演者 高野亜紀弁護士(当会スタッフ弁護士)、ご本人

事例報告

午後2時50分～午後4時50分

「全国各地からの弁護団方式によるヘルパー時間数交渉及び裁判等の
事例報告＆意見交換」

障害当事者の話を交えながら、全国で介護支給量増量を果たした事例をご報告し、今後の活動に向けた意見交換を行います。

報告者：静岡県・山口県・京都府など全国の弁護団

コーディネーター：藤岡毅弁護士(当会共同代表)

2015年11月7日(土)

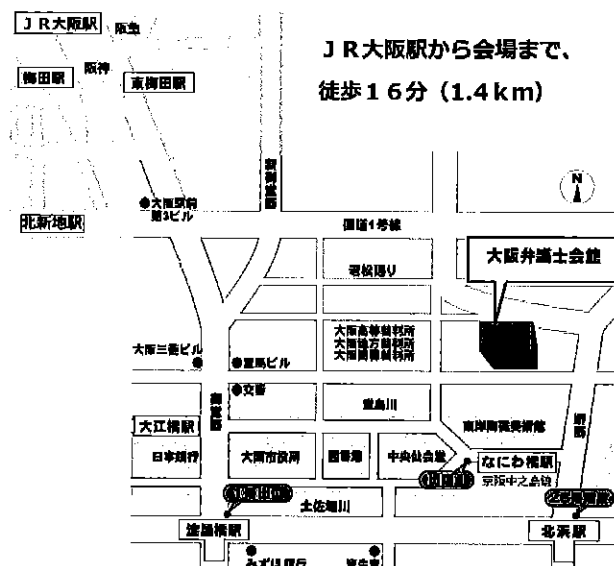
午後1時25分～午後4時50分

(開場:午後1時)

会場 大阪弁護士会館

大阪市北区西天満1-12-2

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分



要約筆記、手話通訳及び事前の資料送付等の情報保障が必要な方は、2015年10月9日まで
に、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

主催：介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット

後援：大阪弁護士会

お問い合わせ：介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット シンポジウム事務局

TEL 0120-979-197 FAX 0120-916-843

※コンビニのFAXからは送信できません

E-mail kaigohoshou@gmail.com